

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成18年12月21日

近畿地方整備局長 布村 明彦

下記の通り、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、総務省が周波数再編と狭帯域化を決定したことを受け、限られた帯域で精度を落とさず同様の観測を行うための技術検討と降雨観測の精度向上を目指した技術検討を行うものであり、レーダ雨量計設備に関する技術動向、関連法規等、既存システムに関する技術力と高度な専門知識を有する必要があることから、(財)河川情報センター(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続を行う予定としていますが、特定法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続に移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーサル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1)業務名 城ヶ森山レーダ雨量計設備技術検討業務

(2) 業務内容

管内のレーダ雨量計方式の検討

- ・ 狭帯域化の技術検討
- ・ 周波数配置の技術検討
- ・ 降雨観測の精度向上の検討
- ・ レーダ雨量計方式の技術検討

城ヶ森山雨量計設備の更新検討

- ・ 大口径空中線の採用条件の検討
- ・ レーダ雨量計設備二重化に関する検討
- ・ 機器更新に伴い変更が必要となる全国合成システムなどの運用に関して必要となる対応事項の整理
- ・ 機器仕様の作成

(3)履行期間

契約締結の翌日から平成19年3月30日まで

3. 業務目的

本業務は、総務省が周波数再編と狭帯域化を決定したことを受け、限られた帯域で精度を落とさず同様の観測を行うための技術検討と降雨観測の精度向上を目指した技術検討を行うことを目的とする。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

近畿地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力に関する要件

「レーダ雨量計全国合成システム運用監理指針（案）」を満足したレーダ雨量計の運用条件について技術検討を行う技術力や専門的な能力を有していること。

(3) 業務実績に関する要件

平成13年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において、国の機関又は地方公共団体の発注における下記に示される同種業務について実績を有さなければならない。

- ・同種業務：レーダ雨量計システムの設備全般（ハード及びソフト）に関する技術検討

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館8階

近畿地方整備局 企画部 情報通信技術課 計画係

TEL 06-6942-1141（代）

FAX 06-6941-1812

(2) 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

交付期間：平成18年12月21日（木）から平成19年1月9日（火）までの土曜日、日曜日、祝日並びに年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日10時00分から16時00分まで。

交付場所：5.（1）と同じ

交付方法：手渡しとする。なお、説明書交付希望者は5.1）担当部局へ事前に連絡すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成18年1月9日（火）16時00分

提出場所：5.（1）と同じ

提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること。）すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.（1）に同じ

(3) 当該応募者に対してプロポーサル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限 平成19年1月22日（月）

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成17年・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5.（3）により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。